

水俣病事件とは何か：おさらいと現状理解のために

花田昌宣作成 2012年9月改訂

(1) **【水俣病とは】** 水俣病事件は、それまで人類が経験したことのない公害事件でした。一企業(チッソ)が、産業活動によって生み出された有機水銀を含む有害物質を、不知火海に未処理のまま大量に排出し、環境を汚染し、食物連鎖を経て、人体に取り込まれて起きた公害病であり、重篤で大規模な人体被害をもたらしたものです。中枢性の神経疾患が主要症状である。また、胎盤を通して汚染そして被害がもたらされるという未曾有の経験もしました。汚染そして被害は、水俣湾から対岸の島々まで不知火海全体に広がっています。

(2) **【被害の大きさは？】** 現在、行政による認定を受けた患者数は熊本・鹿児島両県で2273名(新潟は698名)、医療救済を受けている水俣病患者数は30000名を超えています。また、認定申請中の者は約7750名に上っています。2012年7月末で閉め切られた水俣病特措法に基づく医療救済申請の受付数は65000人を超えました。

(3) **【水俣病の発生時期は？】** 汚染は戦前から始まっており、漁業被害も何度も起きていました。1956年5月1日、新日窒付属病院細川院長が、「原因不明の奇病発生」を水俣保健所に届出。それを前後して、中枢神経系の水俣病患者多発、以降患者数が増えました。

(4) **【水俣病の原因は】** この有害物質、有機水銀を工程で使用し放出したのはチッソという会社です。発生当初は、何が原因か分かっておらず、伝染病が疑われました。しかし、伝染病ではないことはすぐに分かり、会社の工場廃水が疑われ、その年の秋には「ある種の重金属が魚介類を通して人体に影響を及ぼしたもの」とする報告がなされています。ところが、発生当初より、国や熊本県による漁獲禁止措置も摂食禁止措置も廃水停止措置もとられることのないまま、被害が拡大していきました。1959年末、チッソは熊本県知事らの斡旋により患者達との間に、チッソが原因と分かっても補償の請求はしないという条項を盛り込んだ悪名高い見舞金契約を結びます。

(5) **【新潟の水俣病・世界の水俣病】** 1965年には新潟で昭和電工が流した廃水により阿賀野川流域に第二の水俣病が発生しました。また、海外に目を移すと1970年代に入って、カナダでの先住民(インディアン)居留区に水俣病事件が起きています。また、ブラジルをはじめとする各地の金鉱山や、中国などで水銀汚染事件が起き被害者が出ています。

(6) **【政府の公式確認と患者の闘い】** 1968年になってようやく政府は公式見解を発表し水俣病をチッソの廃水を原因とする公害病と認めます。それから新たにまた患者達の苦難の道が始まります。1969年、患者達はチッソを相手取って訴訟を起こします。また、川本輝夫さん達は、1971年1月から、チッソ工場および東京本社に1年9ヶ月にわたる座り込みと直接交渉を行いました。

(7) **【裁判勝訴とチッソの責任】** 1973年3月、水俣病訴訟判決、チッソの不法行為と賠償責任確定。同年7月、補償協定書調印。また、1988年チッソ元社長、元工場長、刑事裁判で業務上

過失致死傷害罪で有罪確定(最高裁)。

(8)【認定制度と患者切り捨て】しかし、水俣病訴訟の患者勝訴後、水俣病患者は原告のみにとどまることなく、次から次へと認定申請をする患者が増えていきました。しかし、国や県は狭隘な認定基準(77年判断条件)を設け、患者救済を怠り、その後も未認定患者の直接交渉や訴訟は続きました。この認定基準は今日に至るまで見直されることなく、患者切り捨ての手段となっています。

(9)【国家の責任】1995年、関西訴訟を除く患者団体や原告団との間に和解が成立し、政府解決策が実施されました。ところが、和解に応ぜず、唯一裁判を継続していた関西地区に移住していた患者達が起こしていた訴訟で、2004年10月には、水俣病関西訴訟の最高裁判決が下され、チッソとならんで国・熊本県の責任(汚染拡大防止措置をとらずに被害拡大を放置した)が水俣病事件史上初めて認められ、また、未認定患者原告も水俣病と認められ、被害補償が認められました。

(10)【水俣病特措法とチッソ分社化そして「救済策」】

2009年7月、解散直前の国会で水俣病特措法が成立しました。水俣病被害者「救済」施策と加害企業チッソの分社化を定めた法律で、チッソ救済法です。不知火患者会の訴訟は和解協議を進めており、一方環境省は救済措置を4月16日付の閣議決定で発表し5月1日から、救済措置の申請を受け付け本年7月末を締め切りとしています。このことで水俣病被害者の問題が片づくわけでもなく、問題は数多く残ります。

(11)【現在の課題は】水俣病をめぐる患者への補償と救済が未だ終わっていません。被害補償を受けるためには認定制度で認定を受けなければならないが、認定基準が狭隘で認められることはほとんどない。溝口訴訟のように21年の放置の上死亡後、認定申請を棄却された患者の裁判が起こされています。

さらに現在、第二世代の水俣病訴訟、新潟県での新たな水俣病訴訟、関西訴訟勝訴原告の認定を求める訴訟など5件の裁判が起きています。和解協議にのらない裁判はこれからもまだまだ続きます。

また、水俣病に対する偏見の克服や地域経済社会の再生等の問題、さらに水俣病の経験に学び将来に活かすべき多くの課題が将来に残されています。そして何よりも水俣病患者達はこれからも

(12)【水俣病の「教訓」と未来への展望】改めて、何故水俣病がおき、国内外で繰り返し、しかも今日なお、問題が続いているのか、水俣病の「負の遺産」とはなにかを考えてみよう。私は、今なお「負の遺産」が作り続けられていると思います。潜在する被害者は、若い世代を中心になお膨大な数に上ると推測されます。教訓という言葉は、終わった事件に対して使う言葉でしょう。